但馬(円山川等)総合治水推進計画策定の背景と目的

(1) 兵庫県における総合治水条例

近年、台風等による大雨や集中豪雨、局地的大雨が増え、河川や下水道の整備といったこれまでの治水対策だけで被害を防ぐことは困難となってきています。

そのような中、河川や下水道の整備に加え、雨水も貯め・も しくは地下へ浸透させて流出を抑える「流域対策」、浸水被害が 発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせ た『総合治水』の推進が重要となっています。



そこで、兵庫県では、この『総合治水』を推進するため、「総合治水条例」を制定し、平成24年4月1日より施行しています。

(2) 但馬(円山川等)地域総合治水推進計画の策定

但馬(円山川等)地域総合治水推進計画は、総合治水条例第6条に基づき、総合 治水に関する施策の計画的な推進を図ることを目的に策定するものです。

これまでに学識経験者・計画地域の市町長・計画区域の住民で構成された『但馬(円山川等)地域総合治水推進協議会』を2回、関係行政機関の職員と計画区域の住民で構成された『但馬(円山川等)地域総合治水推進協議会ワーキング』を1回開催し、但馬(円山川等)地域総合治水推進計画案をとりまとめましたので、県民の皆さんからご意見・ご提案を募集します。

なお、頂いたご意見などについては、計画を策定するにあたっての参考とさせて いただきますとともに、ご意見等の概要とこれに対する県の考え方を、最終決定し た推進計画とあわせて発表します。





